

都市計画税の使途について

都市計画税は「都市計画法」（昭和４３年法律第１００号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であり、次に掲げる事業に充当する。

歳入歳出予算

歳入			(単位：千円)	
予算科目			内容	決算額
1 款 町税	5 項 都市計画税	1 目 都市計画税	現年課税分	321, 716
			滞納繰越分	1, 391
計				323, 107

歳出			(単位：千円)					
予算科目			事業	事業費	財源内訳			都市計画税 充当可能経費
					国県支出金	その他	一般財源	
8 款 土木費	4 項 都市計画費	1 目 都市計画総務費	都市計画総務一般事務費	2, 103			2, 103	0
			都市整備課職員人件費	45, 801	98	467	45, 237	1, 328
			都市整備課（事業費支弁）職員人件費	9, 398			9, 398	9, 398
		2 目 街路事業費	小湊江南線整備事業費	5, 320	783		4, 537	0
		3 目 下水道費	下水道事業費	363, 778			363, 778	363, 777
		4 目 公園費	都市公園整備事業費	11, 424			11, 424	0
1 2 款 公債費	1 項 公債費	1 目 元金	町債償還元金 （都市計画事業に係る償還元金）	2, 766			2, 766	2, 766
		2 目 利子	町債等償還利子 （都市計画事業に係る償還利子）	53			53	53
計				440, 643	881	467	439, 296	377, 322